



公園占用許可書

5東公管第794号

占用者 住所 東京都新宿区霞ヶ丘4番2号
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 707号室
氏名 公益社団法人全日本アーチェリー連盟
代表理事 田中 伸周

令和5年10月14日付けで申請のあった都市公園の占用については、都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和5年10月17日

東京都東部公園緑地事務所長
大道 和彦



記

- 1 占用場所 都立夢の島公園内で申請書添付図面の表示する場所
2 占用目的 第65回全日本ターゲットアーチェリー選手権大会におけるファイナルラウンド会場として使用するため
3 占用期間 令和5年10月20日から令和5年10月22日まで
4 占用面積 6,168m² (詳細については、申請書添付図面のとおり)
5 占用料 209,712円
(内訳)
令和5年10月20日 248m²×@34円=8,432円
令和5年10月21日 2,960m²×@34円=100,640円
令和5年10月22日 2,960m²×@34円=100,640円

6 許可条件

- (1) 占用目的及び占用許可区域以外は使用しないこと。
- (2) 本件占用が原因で公園施設又は第三者に被害を及ぼしたときは、占用者は速やかにその補填をし、又は賠償の責に応ずること。
- (3) 本件占用の仮設物は、公園の風致美観を損なわぬよう留意すると共に、参加者及び来園者に対する安全上の十分な措置を講ずること。
- (4) 車両の運行等については、夢の島熱帯植物館長の指示に従うこととし、指示する場所以外には乗り入れ、留め置きをしないこと。また、占用物件の設置、撤去の車両の運行時などの安全対策については、万全の処置を講ずること。
- (5) 音響設備の使用にあたっては、近隣施設や他の来園者等に迷惑のかからぬよう最大限留意するとともに、過度とならぬよう必要最低限の音量とすること。
- (6) 清掃及び仮設物等の撤去等は、許可日に行うこと。また、占用許可区域以外であっても、本催事が原因で発生したごみ・紙屑等については完全に処理すること。
- (7) 広告宣伝行為に類する行為については、過度とならぬよう配慮し、強制的な行為は行わないこと。
- (8) 公園管理上、本件占用を許可することに支障が生じたときは、この許可の取消し又は変更を命ずることがある。

- (9) 都市公園法その他関連法令を遵守するとともに、本件占用に関する細部については、夢の島熱帯植物館長の指示に従うこと。
- (10) 記の1から4までの事項を変更する場合には、許可が必要である。

[その他]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。